

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日から令和8年5月31日までの5年間

### 2. 目標と取組内容

目標 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

年次有給休暇の取得率を40%以上とする

取組み内容

令和3年7月有給休暇使用推奨期間を定め有給取得を促す

令和4年3月年次有給休暇の計画的付与に関する協定書を締結

以降毎年有給休暇取得を促し、必要に応じ、制度の充実化を図り取得率向上を図る

目標 (職業生活に関する機会の提供に関する目標)

ハラスメントに関する研修を1回以上行う

取組み内容

令和5年4月 新入社員教育にてセクシャルハラスメント等ハラスメントについて説明実施

セクシャルハラスメント等を含めたハラスメントに関する会社方針の社内周知

毎年 教育及び周知を行っていく